

マイカーローン

(2026 年 4 月 1 日現在)

商品名	マイカーローン
ご利用 いただける 方	○お借入時の年齢が 18 歳以上、完済時年齢が 80 歳以下の方 ○安定継続した収入が見込める方 ○過去に不渡り等の事故がなく、当 JA が指定する保証機関（株式会社ジャックス）の保証が受けられる方 ○新卒予定者の場合は就職先の内定が確定している方 ※新卒予定者：3 月に高校、専門学校、短大、大学（院）を卒業予定で同年 4 月以降に就職する方
資金使途	①自動車購入資金<<自動二輪車・三輪車（トライク等）・自転車（電動・ロードバイク等）・除雪機・スノーモービル・キャンピングカー・軽トラック（ダンプタイプを含む）・電動車椅子（一般車椅子を含む）・船舶（新艇のプレジャーボート、水上バイク等 中古艇を含む）及び船外機・その他付帯機材の購入資金も可>>及びそれらに付帯する 付属品・諸費用（登録・事務取扱・振込手数料・共済掛金等）。 ②車検費用（船舶の車検含む）・修理費用・運転免許（船舶関連免許含む）取得費用・カー用品購入資金・住宅に併設する車庫・カーポートの建築及び修理費用・電気自動車用充電設備の設置及び修理費用等。 ③マイカーローン・二輪ローンの借換資金（残価設定型ローンの残価部分の借換、信販系・自 J A ・及び各種共済のマイカーローンを含む）及び事務取扱手数料、振込手数料等。 ④融資実行後に購入予定のカー用品購入資金 ⇒ 「オプションプラス制度」 但し、自動車（自動二輪車を含む）購入と同時に申込に限定。 ⑤上記③の借換資金と①②の購入資金との併用も可。 ※事業性資金、個人間売買、船舶の繋留費用及び共同購入資金は対象外
借入金額	○10 万円以上 1,000 万円以内（1 万円単位） 資金使途④は 30 万円以内とする ※但し、借換資金の場合は、借換対象ローンの一括償還金額を上限とする
融資方法	○顧客口座経由の販売業者振込とする 借換資金の返済分は、要望により顧客口座振込を可とする 資金使途④は、顧客口座振込を可とする
返済方法	○毎月元利均等返済 ○毎月元利均等返済とボーナス返済の併用 ※但し、ボーナス返済元本は融資金額の 50%以内とする
必要書類	(1)本人確認書類（当 J A が定める書類の写し） (2)所得を証明する書類（当 J A が定める書類の写し） (3)使途証明書類 新規の場合：見積書・注文書またはまたは売買契約書の写し (4)借り換え資金の場合は利用中のマイカーローン関連書類 ①償還表などの返済明細書 写し ②残高証明書（返済明細書で確認できる場合は不要）写し ③直近 6 ヶ月以内に返済遅延がないことを証明する書類 写し (5) 新卒者の場合は、学生証と就職先からの内定通知書 写し
保証料	○保証料 0.65%とし、お借入利息に含まれています。

保証	○株式会社ジャックス保証となります。 ○原則として連帯保証人は不要です。 但し、株式会社ジャックスの請求により連帯保証人を必要とすることがあります。
手数料	○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料が必要です。 ①全額繰上返済の場合...3,300 円（消費税込） ②一部繰上返済の場合...3,300 円（消費税込） ○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は 3,300 円（消費税込）の条件変更手数料が必要です。
苦情処理措置 および 紛争解決措置 の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支店（所）または金融部信用課（電話：0 2 3 5－2 3－5 0 9 1）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所（電話：0 3－6 8 3 7－1 3 5 9）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 金融部信用課または J A バンク相談所にお申し出ください。 山形県弁護士会、仙台弁護士会（J A バンク相談所を通じてのご利用となります。上記 J A バンク相談所にお申し出ください。） 東京弁護士会紛争解決センター（電話：0 3－3 5 8 1－0 0 3 1） 第一東京弁護士会仲裁センター（電話：0 3－3 5 9 5－8 5 8 8） 第二東京弁護士会仲裁センター（電話：0 3－3 5 8 1－2 2 4 9） 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J A バンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。
その他	○お申込みに際しては、当 J A および当 J A が指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。

J A 鶴岡